

浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。

浄化槽の正しい使い方

- ・殺虫剤や酸・アルカリの強い洗剤は流さない。
- ・食用油を流さない。
- ・水に溶けないものは流さない。
- ・浄化槽の電源は切らないようにします。

【図表1】※標準保守点検回数

○単独処理浄化槽（し尿だけ処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離ばっ気方式 分離接触 ばっ気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

【図表2】※標準清掃回数

処 理 方 式	回 数
全ばっ気方式	6 か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

浄化槽の使用にあたっては「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務があり、その記録は3年間保存するよう定められています。

「保守点検」

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、

良好な機能の維持をはかります。

■保守点検の回数

浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定まっています。

※「種類」の処理対象人数（人槽）は、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。

※「図表1参照」

「清 掃」

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

■清掃の回数

清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。

※「図表2参照」

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。



「法定検査」

■設置後の水質検査

（浄化槽法第7条）

浄化槽を使い始めてから6ヶ月以内、1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

■定期検査

（浄化槽法第11条）

年1回の定期検査です。浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

検査の内容

- ・外観検査（設置状況・設備の稼働状態）
- ・水質検査（浄化槽の処理機能）
- ・書類検査（保守点検・清掃の記録）

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。

※このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

【お問い合わせ先】

町民課生活環境係

（212453）

北海道新聞長万部販売所

〈有料広告〉

DOSHIN

道新おざき

大町11番地1

TEL 2-2436

配達員募集中!

@取扱紙

@北海道新聞
@日経新聞
@毎日新聞
@スポニチ

長万部スタンプ会から

〈有料広告〉

スタンプ倍セールのお知らせ

「スタンプ2倍セール」

実施日 9月18日(金)19日(土)

※倍セール実施内容は、実施店舗にお問い合わせください。

【実施店舗一覧】

(有)赤塚商会 (有)白鳥ふとん店 (有)クリーニング白鳥
(有)カトウ シューズ&コスメチックきのした (有)まるはな生花店